

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

我が国の少子化は今なお進行し続けており、平成30年の合計特殊出生率は1.42となっています。このような中、女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増大や地域のつながりの希薄化による子どもや子育ての孤立化、子育てに不安を抱える保護者の増加など、子育てを取り巻く地域や家庭の状況もまた変化し続けており、結婚や出産・子育てに関する希望がかなう社会の実現に向けて、引き続き社会全体で、子ども・子育て支援を推進していくことが重要です。

国では、平成24年に成立した子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）の規定に基づき、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する新たな制度（以下「新制度」という。）を平成27年度から施行しました。

このため、松山市（以下「本市」という。）では、新制度の下で「すべての子どもが健やかに成長する、子育てにやさしいまち」をめざして、平成27年に『松山市子ども・子育て支援事業計画』（以下「第1期計画」という。）を策定して、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭での養育支援などを総合的に推進し、質・量の両面から子ども・子育て支援に取り組んできました。

そのような中、生活困窮家庭の子どもについて、経済状況が学力や進学、ひいては成人後の就労などに影響することで、結果として貧困状態の連鎖を生むことが問題となっているため、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行、「子供の貧困対策に関する大綱」が策定され、令和元年には「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。これらにより、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるよう、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けて、子どもの貧困対策を総合的に推進することが求められています。

また、近年、児童虐待の増加が問題となっており、令和元年には「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、親の体罰の禁止、児童相談所の体制強化など、児童虐待防止対策を推進することも求められています。

『第2期松山市子ども・子育て支援事業計画』（以下「本計画」という。）は、こうした近年の社会潮流や本市の子どもを取り巻く現状、また、第1期計画の進捗状況などを踏まえ、今後の幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を計画的に確保するとともに、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に策定するものです。

## 2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、すべての子どもたちと子育て家庭を対象に、本市が令和2年4月から進めていく子ども・子育て支援事業の目標や方向性を示した「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置付けます。また、平成27年度から令和元年度までを計画期間とする第1期計画を継承し、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」としても位置付けます。なお、この本計画の中で、「子ども」とは、概ね18歳以下の子どもをいいます。

また、本計画は、国の動向や市の現状を踏まえるとともに、これまでの市の取組との継続性を保ち、同時に様々な分野の取組を総合的、一体的に進めるために、既存計画との整合性も図りながら、地域社会での協働の下、幼児期の学校教育、児童福祉、母子保健及びその他子育て支援での環境整備など、次世代育成に関わる施策を推進するためのものです。

さらに、本市の子ども・子育て支援事業を着実に推進していくために、行政のみならず、市民一人一人をはじめ、各家庭や学校・地域・職場など、社会全体で積極的に取組を推進するものです。

## 3 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法の規定に基づいて定められた基本指針に即して、令和2年度から令和6年度までの5年を一期とした計画期間とします。

ただし、社会・経済情勢の変化や、本市の子どもと家庭を取り巻く状況や保育ニーズの変化に合わせ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

平成 27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)
第1期計画期間									
					第2期計画期間(本計画)				

## 4 計画の策定方法

本計画は、第1期計画に記載して実施している施策の評価などを行い、本市の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業などの利用の現状分析と今後の利用希望調査（ニーズ調査）の実施結果を踏まえて、総合的に目標設定を行います。また、計画策定の段階から、松山市子ども・子育て会議で審議を行い、子どもの保護者や事業関係者及び学識経験者などからの意見も取り入れて計画づくりを進めます。

### (1) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、子育ての状況や生活の実態、幼児期の教育及び乳幼児期の保育に対するニーズなどを把握するため、小学校就学前児童及び小学校児童（小学1～4年生）の中から無作為に抽出した世帯を対象に、平成30年9月4日～平成30年9月28日の期間、「松山市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

#### ■ 「松山市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の概要

調査対象	小学校就学前児童のいる世帯	小学校児童のいる世帯
標本数	5,000世帯	3,000世帯
調査方法	郵送配布／郵送回収	
回答数（有効回答数）	2,607件	1,575件
回収率	52.1%	52.5%
全体回収率	52.3%	
調査時期	平成30年9月4日～平成30年9月28日	
調査地区	市内全域	

### (2) 策定体制

本計画の策定に当たっては、子ども・子育て担当部長を配置し、保健福祉部や教育委員会をはじめとした関係各課との連携を図るとともに、子どもの保護者、保育所・幼稚園等の子育て支援事業に従事している事業関係者、学識経験者からなる「松山市子ども・子育て会議」を設置して審議を行い、その後、パブリックコメント（市民意見公募手続）を経て策定しました。

■策定体制のイメージ

